平成２４年（フ）第１６８６号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―306号　榎木荘
債務者　辻　　昭
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１８号
名古屋市南区堤起町３丁目１番地　堤起荘２棟402号
債務者　成瀬　昌樹
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２０号
名古屋市名東区上社２丁目147番地　さつき苑102号
債務者　岩崎　雅美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９０号
名古屋市北区山田４丁目12番34号　フラット大曽根204号
債務者　東谷　　篤
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
岡山県総社市中原898番地４
債務者　長井　幸成
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市玉島柏台５丁目８番11号
債務者　淺野　誠三
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市西阿知町西原985番地２　メゾンカルフールＡ202
債務者　安原　　譲
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市大内309番地５
債務者　横田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７４７号
東京都三鷹市牟礼６丁目25番23―103号
債務者　坂本　　眞
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３０６号
東京都大田区矢口３丁目５番７号
破産者　有限会社三鈴精機製作所
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２８４号
東京都板橋区板橋２丁目14番８号
破産者　株式会社エイワ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５８７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６―75―105
破産者　加藤　哲憲
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６１１号
埼玉県所沢市大字久米379―19―306
破産者　横内　一也
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８３６号
埼玉県川口市大字源左衛門新田279―12―103、開始決定時の住所埼玉県川口市大字差間273―57
破産者　入江　勝美
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１６０号
神奈川県愛甲郡愛川町角田324番地の２
破産者　下田物流商事株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５１２号
東京都足立区柳原１丁目20番13号
破産者　ニューズ・ポリマー株式会社
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８号
東京都葛飾区細田５丁目11番17号
破産者　株式会社ギャラックス
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００３号
東京都台東区東上野４丁目14―６、住民票上の住所東京都台東区東上野４丁目14―３
破産者　小林　尋子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部